

再評価結果（平成24年度事業継続箇所）

担当課：道路局国道・防災課
担当課長名：三浦 真紀

| | | | |
|---|-------------------------------------|---|---|
| 事業名 ：地域高規格道路 都城志布志道路 一般国道10号 都城道路(Ⅱ期) | 事業区分 ：一般国道 | 事業主体 ：国土交通省 九州地方整備局 | |
| 起終点 ：起点：宮崎県都城市高木町 終点：宮崎県都城市乙房町 | 延長 ：5.7km | | |
| 事業概要 ： 国道10号都城道路(Ⅱ期)は、都城志布志道路の一部を構成する延長5.7kmの自動車専用道路である。本道路は、都城市街地部の交通混雑の緩和や沿道環境の改善に寄与する道路である。また、九州縦貫自動車道宮崎線と結節し、物流拠点である志布志港とのアクセス性が向上することによって都城・志布志地域の地域振興に資するものである。 | | | |
| H19年度事業化 | H11年度都市計画決定 (H22年度変更) | H一年度用地着手 | H一年度工事着手 |
| 全体事業費 ：約160億円 | | 事業進捗率 ：1.3% | 供用済延長 ：— |
| 計画交通量 ：14,200～34,600台/日 | | | |
| 費用対効果分析結果 | B/C ：(事業全体) 2.1 (残事業) 2.2 | 総費用 ：(残事業)/(事業全体) 115/117億円 (事業費：103/105億円) (維持管理費：13/13億円) | 総便益 ：(残事業)/(事業全体) 250/250億円 (走行時間短縮便益：159/159億円) (走行経費減少便益：60/60億円) (交通事故減少便益：30/30億円) |
| 基準年 ：平成23年 | | | |
| 感度分析の結果 ： 【事業全体】交通量：B/C=1.8～2.4（交通量±10%） 事業費：B/C=2.0～2.3（事業費±10%） 事業期間：B/C=2.0～2.3（事業期間±20%） | | | |
| 【残事業】交通量：B/C=1.9～2.4（交通量±10%） 事業費：B/C=2.0～2.4（事業費±10%） 事業期間：B/C=2.0～2.3（事業期間±20%） | | | |
| 事業の効果等 | | | |
| ①交通混雑の緩和 <ul style="list-style-type: none"> ・国道10号の通過交通が転換することにより交通混雑が緩和 ・国道10号の旅行速度が向上 ②救急医療活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療活動のアクセス時間の短縮 ③沿道環境の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・国道10号（都城市都島町）の騒音レベルが環境基準を達成 ④交通安全性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・国道10号の死傷事故件数の減少 ⑤リダンダンシーの確保 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送ネットワークの確保 ・冠水時の迂回ルートの確保 | | | |
| 関係する地方公共団体等の意見 | | | |
| 都城市をはじめとする関係首長及び議会議長等で構成される都城志布志道路建設促進会議（会長：都城市長）等により早期整備の要望を受けている。（平成22年10月） | | | |
| 県知事の意見 ： 都城道路Ⅱ期につきましては、都城市街地の慢性的な交通混雑の緩和や沿道環境の改善、交通安全性の向上に寄与することはもとより、九州縦貫自動車道と志布志港とを直結して広域交流ネットワークを形成するとともに、宮崎県と鹿児島県との連携強化や観光振興に大きな役割を果たす重要な道路であります。また、災害時における人命救助活動や物資の輸送を行う機能も有しており、地域住民からも早期整備を求める要望がなされていることから、「対応方針（原案）」の「継続」について異論はありません。 なお、本年4月に示された直轄事業の事業計画において、当該区間の供用予定年度が平成28年度以降と具体的に示されておらず、今後の都城志布志道路の全線供用の見通しが不透明な状況となっていることから、早期供用に向けた一層の整備促進をお願いします。 | | | |
| 事業評価監視委員会の意見 | | | |
| 審議の結果、事業継続 | | | |

事業採択時より再評価実施時までの周辺環境変化等

都城市の自動車保有台数は年々増加傾向で並行区間である国道10号の交通量には大きな変化はないものの、国道10号には旅行速度の低い区間（V=20km/h以下）が存在している。

事業の進捗状況、残事業の内容等

平成22年度末の事業進捗率は事業費ベースで約1.3%である。

事業の進捗が順調でない理由、今後の事業の見通し等

地元や関係機関との協力体制のもと事業効果を早期に発現できるよう、引き続き、調査計画の実施と用地買収着手に向けて事業進捗を図っていく。

施設の構造や工法の変更等

新技術・新工法の積極的な活用及び建設副産物対策による着実なコスト縮減

対応方針

事業継続

対応方針決定の理由

以上事業の効果、事業評価監視委員会における審議、知事等の意見を踏まえると、事業の必要性、重要性は高いと考えられる。

事業概要図



※ 総費用、総便益とその内訳は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したもの。

※ 総費用及び総便益の値は、表示桁数の関係で内訳の合計と一致しなことがある。